

第 I 部 婚姻に関して

第 1 章 総則

第 25 条：婚約は民法上の効力を持たない。

第 26 条：婚姻は、共同の生活を営むために法律上の資格を持つ男女の間で結ばれた自由意志による結合である。

第 27 条：本法は、本法典が規定する方法で締結しなければならない民法上の婚姻を規制するものであるが、本法が定める形式に従って、カトリック教、もしくはパナマ共和国において法人性を有するその他あらゆる宗教、当国法務省によって婚姻のために承認されたその他のあらゆる宗教に従って締結される婚姻も、民法上のあらゆる意味において有効であると認める。

第 28 条：宗教上の婚姻は、民法上の婚姻が先に締結されている場合は、民法上の効力を持たない。

第 29 条：婚姻は、民法上も宗教上も同様に無料でとりおこなわれるものであり、それをとりおこなう役人や証人が本人または仲介人を介して金を徴収したり報酬を得たりすることは禁じられている。

役人は、自宅においてかつ勤務時間外にとり行われる婚姻にのみ金を徴収したりあるいは報酬を得ることができる。

第 30 条：前項の禁止事項に違反した場合は、100 バルボアから 1000 バルボアまでの罰金が科せられる。

違反が婚姻締結の権限を持つ役人もしくは書記により犯された場合は、罰金刑に 1 ヶ月から 2 ヶ月の職務停止が付加される。再犯の場合には失職に罰せられ得る。

第 31 条：これらの違反事項を理解し処罰を与える排他的な権限は、各管轄の家庭裁判所の担当判事に属するものとする。

第 32 条：民事登記局は、婚姻の締結に必要な全ての証明書を、婚姻当事者に無料で発行しなければならない。

第2章 婚姻障害について

第33条：以下は婚姻を締結することができない。

1. 16歳未満の男子及び14歳未満の女子。

ただし、結婚非適齢者が、結婚適齢に達した後で、裁判所に婚姻無効を申し立てることなく同居している場合、あるいは女子が結婚適齢に達する前に妊娠していた場合、あるいは婚姻無効を申し立てていた場合は、結婚非適齢者による婚姻締結は、明確な宣告を必要とせず“既成事実 (ipso facto)”として、その有効性が承認されるものとする。

2. 婚姻関係にある者。

健康に関して、病気による障害は福祉に関する法典及び保健省の規定により定められる。

第34条：以下の者同士の婚姻は締結できない。

1. 同性の者。
2. 血族もしくは養子縁組により直系の親族関係にある尊属・卑属と、2親等までの傍系にある親族。
3. 姻戚関係により直系の親族関係にある尊属・卑属。
4. いずれかの配偶者に対し、生存している方の配偶者とともに殺人を実行、未遂もしくはそれを企て有罪判決を受けた主犯または共犯者。

第35条：以下の者の婚姻はこれを禁じる。

1. 親権者、または場合により後見人の事前の明確な同意を伴わない18歳未満の者。
2. 婚姻が解消された女性で、婚姻解消の日より300日の間にあるもの、または、妊娠中で出産前の女性で、離婚成立時に妊娠中でなかった旨医師による証明のない者。
3. 未成年の嫡子の財産を管理する父母で、その財産目録の法定化を行っていない者。
4. 後見人およびその卑属が、後見期間が終了した後、管理していた勘定が承認される前にその被後見にある者あるいはそうであった者と婚姻を締結すること。

第36条：前条の禁止事項に違反して締結された婚姻は有効であるが、その結婚当事者には、刑法が定めるところと共に以下の規定が適用されるものとする。

1. 婚姻当事者が締結した婚姻財産契約は無効となり、いずれの当事者も、他方の当事者から贈与も遺産も一切受け取ることができない。
この規定は、第35条第1項の場合で、未成年の夫婦が成年に達した場合、また同条第2項に想定されている場合で、婚姻以前に子を設けていないことが情報、宣言あるいはその他司法による立証などあらゆる措置で証明されている場合は適用されない。
2. 未成年の配偶者は、その法定代理人または承認された役人の同意なく婚姻を締結した場合、成年に達するまでその財産の管理権を受け取ることができない。その間、その

財産に対し供給の権利のみ有する。

3. 第35条第3項に想定される場合で、なおかつ反証によって実証されない限り、違反者が所有する財産は子に属するとみなす。
4. 後見人またはその卑属が第35条第4項の禁止事項に違反した場合、そのいずれも被後見人の財産の管理権を失うものとする。

第3章 婚姻締結の手続きについて

第37条：民法上の結婚をとりおこなうことを証人されている役人とは以下の者である。市町村の裁判官、民事及び家庭裁判所の裁判官、行政長官、本法典第27条の規定に従ってパナマ共和国で法人性を有する宗教の長、または、在外におけるパナマ国民の婚姻の場合は領事担当官。

特別な婚姻の場合もまた、結婚をとりおこなうことを法律により明示されているものにその資格が与えられる。

婚姻をとりおこなう権限を持つ全ての役人は、自らの婚姻及び血族または養子縁組による4親等までの親族、または傍系の2親等までの親族の婚姻をとりおこなうことはできない。

婚姻をとりおこなう権限を持つ役人の職務遂行不能になった場合、職務遂行不能証明書によりその旨明示した上で、その代理を務める者または本条により同じ権限を持つとされる別の役人により婚姻がとりおこなわれるものとする。

第38条：民法上の婚姻を締結しようとする者は、いずれかの住所地を管轄する裁判所に、婚姻を締結する意図を明示し両婚姻当事者が署名をした届け出を提出するものとし、その中に婚姻当事者及びその両親の姓名、戸籍上の身分、職業、居所または将来の住所を明記する。

この届出に、出生証明書、結婚前健康診断書及び独身証明書を添付するものとする。結婚前健康診断書とは、健康診断と保健省が適当と判断する研究所の検査とし、自由な医療行為が合法的に認可されている医師により婚姻日前15日以内に発行されたものでなければならない。保健省は研究所の検査を規定し、それを本法典において有効性を持たせるのに際して2ヶ月の間公表するものとする。

婚姻当事者が出生証明書または独身証明書を提出することができない場合は、通常の証明手段でこれに代えるものとする。

第39条：外国人の場合は、婚姻締結の前に前条で要求される条件を立証しなければならない。出生と独身の身分は、その当事者の国により認証された証明によって、あるいは評価の完全な自由を有する、その国の当局が十分だと判断する立証手段により証明されることが出来るものとする。

第40条：婚姻を締結する前に、その婚姻に対して異議を申し立て、何らかの法的婚姻障害を示唆する証拠を提出した場合、あるいは婚姻の権限を持つ役人が何らかの法的婚姻障害を知った場合は、その婚姻障害の不適合性または誤りが確定判決をもって宣告されるまでその婚姻の締結を中止するものとする。

第41条：婚姻の意志を知った人は全て、その婚姻に関するあらゆる婚姻障害を告発する義務を負うものとする。告発があった場合は、この権は公的機関に委ねられるものとする。公的機関は、この告発に法的根拠を発見した場合、その婚姻に対する異議申立て手続きを行うものとする。婚姻障害に利害を持つ個人だけが、異議の申立て人となることが、この異議申立ては、本法典の1分冊第5章の規定に従い処理されるものとする。

第42条：婚姻は、両婚姻当事者がいずれかの居所を管轄する裁判所の役人の面前に出頭して公然ととりおこなわれるものとする。

いかなる場合においても、婚姻は、少なくとも成人2名の証人の立会いのもとにとりおこなわれなければならない、またその証人となるものは、婚姻当事者と血族または養子縁組による4親等以内あるいは傍系の2親等以内の親族関係にないものでなければならない。

第43条：婚姻の締結に際し、以下の手続きに従うものとする。

婚姻を承認する役人とその事務官あるいはその代理を務める者、婚姻当事者と証人が一同に会し、書記あるいはその代理を務める者が、夫婦の権利と義務について書かれた本法典本部第1節を読み上げる。引き続いて、役人が婚姻当事者それぞれに婚姻を締結する決心に変わりがないか尋ねる。実際に婚姻を締結し、質問に対し肯定する返答をしたならば、共和国の名と法律の権限によって両婚姻当事者の婚姻の締結を宣言するものとする。

第44条：婚姻当事者の宣言は条件や期限によって拘束され得ない。

いずれかが条件あるいは期限を付加する場合、役人は婚姻の締結の手続きを進行してはならない。それにもかかわらず婚姻が締結した場合は、その条件や期限は有効性を持たない。

和訳Codigo de Familia Matrimonio

This translation is not official.

この翻訳文書は私的な文書であり、在東京パナマ領事館として公式に認めたものではありません。

第45条：締結される全ての婚姻に関し、直ちに以下の内容を包含する議事録が作成されなければならない。

1. 婚姻がとりおこなわれる日付と場所
2. 両婚姻当事者それぞれの姓名、年齢、国籍、出生地、職業、住所、成人の場合は身分証明書番号
3. 両婚姻当事者それぞれの両親の姓名、年齢、国籍、出生地、職業、住所、身分証明書番号
4. お互いを配偶者とする旨明記された両婚姻当事者の宣誓書及び、共和国の名と法律の権限によって両者の婚姻による結合を宣言する旨明記された、婚姻締結の権限を持つ役人による宣誓書
5. 必要とされる場合のみ、婚姻当事者の両親、後見人または承認された役人の補佐役の同意書。
6. 女性側配偶者に婚姻前からの子がある場合、その認知する子の名、年齢及び出生証明を明記した父権の認知。
7. 証人の姓名、国籍、職業、住所と身分証明書番号
8. 婚姻締結の権限を持つ役人の障害（障害がある場合のみ）
9. 両婚姻当事者それぞれの婚姻締結当初の財産目録

議事録は役人、書記またはその代理を務める者、両婚姻当事者及び証人により署名されるものとする。この議事録に参加するもので署名できないあるいは署名の仕方がわからない者があれば、その者の依頼に応じ別の者が署名するものとする。